

## 北陸圏広域地方計画協議会設置要綱

### (趣旨)

第1条 広域地方計画の策定及びその実施に関し必要な事項について協議するため、北陸圏広域地方計画協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- 一 広域地方計画の策定に関し必要な事項
- 二 広域地方計画の実施に関し必要な事項

### (組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる構成員をもって構成する。

- 2 協議会は、その円滑な運営を補助するため、「幹事会」を設置する。
- 3 協議会は、必要と認める場合に、専門的な事項を検討するため、「専門分科会」を設置することができる。

### (会長及び会長代理)

第4条 協議会に会長及び会長代理を置く。

- 2 会長は、構成員の互選により選出する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、会長が構成員の中からあらかじめ指名する会長代理がその職務を代理する。
- 5 会長及び会長代理の任期は2年とし、再任を妨げない。

### (運営)

第5条 協議会は、会長が必要と認める場合に招集する。

- 2 会長は、必要と認める場合に、構成員以外の者を協議会の会議に出席させ、意見等を求めることができる。
- 3 協議会は、必要と認める場合に、隣接圏域間の連携・調整を行うため、隣接圏域との合同協議会を行うものとする。
- 4 この設置要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、北陸圏広域地方計画協議会運営要領で定める。

### (協議結果の尊重)

第6条 会議において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

### (庶務)

第7条 協議会の庶務は、北陸圏広域地方計画推進室において処理する。

### 附 則

#### (施行期日等)

第1条 この設置要綱は、平成20年7月31日から施行する。

【別表】

警察庁中部管区警察局長  
総務省北陸総合通信局長  
財務省北陸財務局長  
厚生労働省東海北陸厚生局長（地方厚生局代表）  
〃 近畿厚生局長  
農林水産省北陸農政局長  
〃 中部森林管理局長  
〃 近畿中国森林管理局長（森林管理局代表）  
経済産業省中部経済産業局長（経済産業局代表）  
〃 近畿経済産業局長  
国土交通省北陸地方整備局長（地方整備局代表）  
〃 中部地方整備局長  
〃 近畿地方整備局長  
〃 北陸信越運輸局長（地方運輸局代表）  
〃 中部運輸局長  
〃 大阪航空局長  
〃 第八管区海上保安本部長  
〃 第九管区海上保安本部長（管区海上保安本部代表）  
環境省中部地方環境事務所長  
新潟県知事  
富山県知事  
石川県知事  
福井県知事  
長野県知事  
岐阜県知事  
滋賀県知事  
京都府知事  
富山県市長会長  
富山県町村会長  
石川県市長会長  
石川県町長会長  
福井県市長会長  
福井県町村会長  
北陸経済連合会会長  
富山県商工会議所連合会会長  
石川県商工会議所連合会会頭  
福井県商工会議所連合会会頭

# 北陸圏広域地方計画協議会運営要領

(趣旨)

第1条 北陸圏広域地方計画協議会設置要綱（以下「設置要綱」という。）第5条第4項に基づき、北陸圏広域地方計画協議会（以下「協議会」という。）の運営方法について、必要な事項を定める。

(協議会の開催等)

第2条 協議会は、構成員総数の2分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 構成員は、やむを得ない事情により協議会に出席できない場合は、その指名する者を代理として出席させることができる。

3 会議において、議決が必要な場合、必要に応じ、出席した構成員（前項の代理を含む。）の過半数で決し、可否同数の場合は、会長が決するところによる。

4 前項において、国の同一の関係地方行政機関の構成員が複数ある場合にあっては、構成員の数は同一の関係地方行政機関で1名と数える。

(協議過程の透明性の確保)

第3条 協議会の会議については、原則公開とする。ただし、公開することが適切でないと、協議会が決定した場合は、非公開とすることができる。

2 協議会の会議に提出された資料、議事概要は公開する。ただし、公開することが適切でないと協議会が決定した資料は、非公開とすることができる。

3 協議会に提出された資料、議事概要の公開は、会議終了後速やかに行う。

(雑則)

第4条 その他協議会の運営に必要な事項については、協議会において決定する。

附 則

(施行期日)

第1条 この運営要領は、平成20年7月31日から施行する。